

## 電子的診療情報連携体制整備加算 3(旧:医療情報取得加算)について

当院では「オンライン資格確認」を行う体制を有し、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、医療DXを通じて質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。

令和8年6月から

初診時 4点

再診時 2点

令和8年6月掲示  
みなもと眼科